

山梨市生活支援サポート事業のご案内

～お互いに支え合う仕組み～



ちょっとした困りごとを住民主体のお互いに支え合う仕組みとして生活支援サポーターがお手伝いします。

✓ 利用できる方(①または②のいずれかの方)

①山梨市にお住いの要支援1・2の認定をうけている方か、基本チェックリストで事業対象となった方。

②障害者のみの世帯で、本社協会員の方。

✓ お手伝いの内容

掃除・洗濯・衣類の整理・買い物代行・電球の交換・話し相手など。

✓ 利用料

利用時間	利用料
利用開始から30分未満	200円
30分から60分未満	400円
60分から90分以下	600円

✓ 交通費

距離	利用料
10キロメートル以内	100円
以降5キロメートルごと	50円

生活支援サポーター（有償ボランティア）

このサービスは、同じ地域の住民がちょっとした困りごとを抱える方に対して、助け合いの精神で困りごとを解決するための活動です。

★ 利用までの流れ

- ①要支援1・2または、事業対象の方は、山梨市地域包括支援センターに相談してください。
上記以外の方で、障害者手帳をお持ちの方は、市社会福祉協議会へご相談ください。
- ②市社会福祉協議会に利用申し込みを行い、利用会員登録をします。その後、お手伝いできる生活支援サポーターさんを探します。
- ③お手伝いできる生活支援サポーターさんが見つかったら、市社会福祉協議会職員と、生活支援サポーターさんがお宅を訪問し、顔合わせ（マッチング）をします。
その際に、市社会福祉協議会・生活支援サポーターさんとお手伝いの日時や、お手伝いの内容を約束します。
- ④生活支援サポーターさんによるお手伝いはじまります。
お手伝いを受けたら、都度、生活支援サポーターさんに、利用料と交通費をしはらいます。

